

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和元年12月13日午前9時00分琴平町教育委員会資料室に召集する。

出席委員		欠席委員			
3	宮崎 知純	10	大森 薫之	1	都村 尚志
5	山田 悟	11	山本 重憲		
2	久保 保	12	宮脇 久雄		
4	西島 好弘				
6	神餘 哲夫				
7	牛田 正夫				
8	森本 初美				
9	松浦 修				

農業委員会事務局出席者 書記 山口 将人

<議事日程>

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について
- その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は10番の大森委員と、11番の山本委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 1番 農地法第3条許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所につきましては苗田の光賢寺から少し東になります。譲渡人は譲受

人の叔父にあたるのですが、譲渡人は施設で生活しており現在も譲受人が耕作しています。この農地の奥に譲受人の管理しているお墓があり、そのための水道管が農地の下に通っているということなどの条件を踏まえると譲受人に所有権移転するのが望ましいので申請書を受理しております。その他、公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号1番について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

久保委員 事務局より説明があった通りです。譲受人と譲渡人は本家と分家という関係なのですが、譲渡人は現在施設に入って管理できない状況であります。また農地の奥に譲受人の管理しているお墓があり、その下を水道管が通っているため建物も建てられません。本家である譲受人しか管理できないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号1番について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号1番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 1番 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1番 原案のとおり決定することにいたします。

事務局 続いての議案が会長の関係する案件になりますので、会長は一度退席致します。

会長退席

職務代理 議案第1号 2番 農地法第3条許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所につきましては善通寺岡田線の象郷橋を北に 200mほど下がったところ。譲受人は申請地の隣接地を所有しているということで今回の所有権移転になったようです。下限面積要件等は問題ないと思われ。公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

職務代理 議案第1号2番について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

山本委員 譲渡人は高松市に住んでおり、これまでは近くの農家の方に耕作していただいていたのですが、譲受人の農地が隣接しているということで合わせて耕作してもらえるとこの話になりました。皆様のご審議のほどよろしくお祈りいたします。

職務代理 議案第1号2番について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理 議案第1号2番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第1号2番 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いします。

職務代理 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2番 原案のとおり決定することにいたします。

会長着席

会長 **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては琴電榎井駅のすぐ南になります。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第

5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。農振除外に関しては全体見直しで除外しております。

会長 議案第2号 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

宮脇委員 事務局から説明がありましたが、場所は琴電榎井駅の線路を挟んで真正面です。三角形の小さな土地なのですが、稲麦を作れるような場所ではなく、柑橘類の木等が植えてあります。譲受人が隣接する土地を所有しているので合わせて管理していただけないかという話になったようです。地元水利や隣接する農地の農家との調整も完了しています。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第2号 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書3ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和元年12月27日、公告予定分の農用地利用集積計画についてご審議たまわりますよう、よろしく申し上げます。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地、終了年月日について読み上げて説明。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

大森委員 先ほどの使用貸借終了農地返還通知についてですがかなり面積が大きいのようですが次の耕作者は見つかっていないのでしょうか。

森本委員 賃借人の方ですがご高齢で体調も良くないということで今回お返しするということになりました。

会長 また、相談があるかもしれませんし、そのような場合は皆さんで協力して耕作放棄地を作らないように協力しましょう。

会長 事務局からその他をお願い致します。

事務局 特にありません。

会長 次回は、1月20日(月)琴平町役場3階会議室、時間に関しては事務局から連絡をお願いいたします。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。